

令和6年第2回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和6年2月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所本庁舎 3階 第5会議室

○ 出席した委員 (17名)

1番 森 武雄	8番 滝沢 久美子	15番 堺澤 務
2番 中嶋 隆	9番 小松原 博	16番 伊藤 宏美
3番 木下 亜紀	10番 塩木 操	17番 河上 邦和
4番 小松原 ひとみ	11番 上田 佳子	18番 吉瀬 久司
5番 倉田 益式	12番 春日 知也	19番 氣賀澤 道雄
6番 小松 伸治	13番 北澤 満	
7番 田村 晴男	14番 宮澤 秀一	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (5名)

20番 小平 裕一	22番 小池 政幸	24番 菅沼 佳彦
21番 小原 正隆	23番 山崎 幸夫	25番 白川 眞武

○ 欠席した委員 (3名)

4番 小松原 ひとみ	14番 宮澤 秀一	21番 小原 正隆
------------	-----------	-----------

○ 事務局職員出席者

事務局長	市村 義美
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	高坂 貴和

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第7号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第9号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号	農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第11号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)
議案第12号	農用地利用集積計画の策定について(売買)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 13 番 (北澤)

議事録署名人 15 番 (堺澤)

開 会 令和6年2月26日 午後2時55分

局 長 (市村 義美君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

ちょっと時間前なんですけど、本日出席予定の委員の皆さんは全員おそろいですので、少し早いですけど、ただいまから令和6年第2回農業委員会総会を開会させていただきます。

まず初めに氣賀澤会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

暖かいと思ったら、また寒くなりまして、ちょっと寒い日が続くということです。体調管理が大変だと思います。

ちょっと令和5年か令和4年度かは見なかったんですけど、先週の信濃毎日新聞に南信地域では駒ヶ根高原の観光消費額が昼神温泉を抜いて1番になったという記事が載っていました。

ああそうだったんだっていうのが正直なところで、雲の上の話のような気がしております、そちらでお金は落ちたんですけども下在に住んでいる私どものところには何も影響がなかったなと思っていて、今、世間は株高で沸き返っていますけれども、この恩恵もあるのかなと、どうも似たような感覚かなというような気がしております。

また、今日から国会のほうでは集中審議が始まりまして、最初の質問者が石破さんだったんですけどちょっとラジオで聞いていましたら、能登半島地震のことを話して、最後に農業の話が出ていました。ヨーロッパの補助金の件を出して、今、フランスでは非常におにぎりがはやっているんで、そういう形で輸出したらどうかという話があって、交付金という話が出ておりました。

小松委員がいるんで言いにくいんですけど、去年の上伊那再生協議会のほうで輸出について質問しましたけれども、JAのほうとしましては、なかなか価格が合わないということで、輸出輸出と言うけどなかなか踏み切れないなという印象を受けました。

それで、今は10a当たり7万8,000円ですか、補助金が出るんですけども、それでも足りないのかなっていうことで、苦笑いなのかなというような気がしています。

それから、以前、昔の上伊那改良普及センターの前の係長に聞きましたら、栃木県のほうの農業であれば何とかやっていると、だけど中山間になると原価的に見合わないっていうような話もありましたんで、そこら辺は難しいものだなと感じています。

結局、農業をやっていく上では交付金が必要だと思うんですけども、やは

り交付金を出してもらうにはこういうことをやりたいのという意欲がないと交付金が出ないという構造になっているという話を聞きます。

食料・農業・農村基本法の改正があって、その中でどうやっていくかっていうことでありますけれども、駒ヶ根市としましては、やはりこういうことをしたいんだということで市民の皆さんの理解を得ながら農業のほうにもお金が回るような形で進めていくことが必要なのかなという気がしております。

あと、一つおわびをしたいと思います。

前回の総会の中で、私の議事運営の稚拙さもさることながら、不適切な発言をしました。皆様に大変御不快の念を抱かせてしまったということを深く反省しております。

これから議事のほうは注意して進めていきたいと思いますので、また何かありましたら御指導いただければありがたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

以上です。

局長 (市村 義美君)

ありがとうございました。

では、会議前の一言の御挨拶と農業委員会憲章朗読を、本日は7番 田村晴男委員、よろしくお願いします。

7番 (田村 晴男君)

3年目で3回目の一言となります。

そこで、どんなことを話すか頭を巡らしていたんですけども、考えているうちに内容が支離滅裂になってしまいましたので、ちょっとあんちょこを用意しましたんで読ませていただきます。よろしく願いいたします。

9年前から多面的機能支払事業である東部地域広域協定の運営員を務めさせていただいております。昨年4月からは、いよいよ会長職をとということで仰せつかり、忙しさを募らせております。

地球規模の気候変動によりまして、6月の大雨では、特に東伊那地区で大きな被害が発生してしまいまして、その修復活動、また11月にもゲリラ的な大雨で被害が発生し、その対応、また秋の収穫が終了した後の水路の改修やあぜの改修などを冬場施工で行っており、この頃の2回の大雪などで非常に仕事が遅延しております。この活動がもう二年続くということで、ぞっとしております。

2年と言えば、ロシアによるウクライナ侵攻が2年を超えてしまいました。報道によるとプーチンさんが少し弱気な発言をし出したらしいという発信がありました。どこかに終戦になるポイントが見つければと思うところであります。

しかし、これに対抗するアメリカではバイデンさんに代わりトランプさんが優勢になっているとのこと。奇行やおかしな発言をするトランプさんが大統領になって、プーチンさんとの間で核戦争にまで発展するようなことがなければいいなという思いを抱いております。

一方のバイデンさんについても、何ていうかな、高齢による誤発言が大変多くなって批判を浴びているので、アメリカも大変だなと思いますけれども、アメリカ国民の良心に期待するしかないと思うこの頃です。

メモを書いてきましたけれども、やっぱり支離滅裂でした。

今の地域計画は10年先をにらんでということになりますが、10年たつと私も今のバイデンさんの年に追いついてしまうので、大変心配になります。

失礼をしました。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、これより令和6年2月1日付、告示第2号をもって招集した令和6年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

農業委員定数19名、ただいまの出席委員数17名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

なお、4番 小松原ひとみ農業委員、14番 宮澤秀一農業委員、21番 小原正隆推進委員から欠席の旨の届出がありました。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において13番 北澤満委員、15番 堺澤務委員を指名いたします。

日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。

議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）

それでは議案書1ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計2件でございます。

最初に1件目でございますが、場所につきましては2ページの左を御覧ください。

計画変更一1でお示した場所になります。

場所につきましては北割2区、 の西1筆229㎡になります。

当初計画でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、当初計画は義理の両親の住宅を新築する予定であったが、義理の母が体調不良により入院が必要となり、義理の父のみ移住することとなったため住宅敷地の規模縮小を計画した、承継計画でございますが、当初予定より規模縮小の上、義理の父の生活を補助するため計画地へ住宅を新築したいというものでございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては、2ページの右側、計画変更一2でお示した場所になります。

場所でございますが、1件目の申請の東側となりまして、北割2区、 の西1筆312㎡となります。

当初計画でございますが、住宅用地。

当初計画は義理の両親の住宅を新築する予定であったが、義理の母が体調不良により入院が必要となり、義理の父のみ移住することとなったため住宅敷地の規模縮小を計画した、承継計画でございますが、承継者は現在借家住まいであるが、家族が増えたことにより借家が手狭となったため申請地に住宅を新築したいというものでございまして、同日に5条申請がございました。

計画変更の説明につきましては以上となります。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番 (塩木 操君)

今の件ですが、変更理由にも書いてありますように、当初は少し大きめな家を建てる予定でしたが、事情により規模を縮小するというので、既に認可されている土地でありまして、規模を縮小しても周辺地域の営農に影響はないと考え、問題なしと判断しました。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第7号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第8号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により12番春日知也委員は自己等に関する事項等について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

[12番 春日知也君 退場]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは議案書3ページをお開きください。

農地法第3条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

まず1件目でございますが、場所につきましては、4ページの左側、3-1でお示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの西1筆 2,514㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

変更理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては4ページ右側、3-2でお示した場所になります。

市場割区、XXXXXXXXXXの北1筆 1,171㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

変更理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページを御覧ください。

3-3でお示した場所になります。

東伊那区、XXXXXXXXXXの西側1筆 384㎡となります。

契約内容でございますが、贈与。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは地元委員の補足説明に入ります。

1番と2番については私の担当になります。

■■■■さんは親から相続した農地ですけれども農業はしたくないので整理したいということで、今回の申請になっております。

譲受人の■■■さん、■■■さんはともに認定農業者でありますので、問題ないと判断しております。

以上です。

16番 (伊藤 宏美君)

3番は、■■■のすぐそばの田んぼとなっておりますが、現状は■■■が4本ほど植わってしまっていて、■■■の■■■さんが前々から借りて■■■を植えて管理している農地だったようです。

それで、土手のへりに剪定をした■■■の枝とかが寄せつけてありましたので、その辺はきれいに管理してくださいということで意見書を出させていただきました。そのほかは特別問題ないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第8号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

〔12番 春日知也君 入場・復席〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次に、

主 査

議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書6ページをお開きください。

農地法第5条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計7件でございます。

まず1件目でございますが、場所につきましては8ページの左を御覧ください。

5-1でお示した場所になります。

北割2区、[]の南2筆、計426㎡となります。

申請目的でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが今後家族が増えて現在の住まいが手狭になることが見込まれるため申請地に住宅を新築したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては3種農地となりまして、上下水道管理設、近くに[]、[]ありというものでございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては、8ページの右側、5-2でお示した場所になります。

北割2区、[]の西1筆312㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

変更理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが子どもが生まれ現在の住まいが手狭になったことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は義理の両親の住宅を新築する予定であったが事情により規模の縮小を計画したため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年10月26日、農振除外が認可となりまして、農地区分につきましては3種農地、上下水道管理設、近くに[]、[]ありということでございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては9ページ左側を御覧ください。

5-3でお示した場所になります。

福岡区、[]の西1筆297㎡になります。

申請目的でございますが、特定建築条件付土地が1区画。

変更理由でございますが、譲受人は県内において[]を営んでおり、新たに特定建築条件付土地を販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては3種、上下水道管理設、近くに[]、[]ありというものでございます。

続きまして4番でございますが、場所につきましては9ページの右側を御覧ください。

5-4でお示した場所になります。

市場割区、[]の東側、計6筆606.64㎡になります。

申請目的でございますが、地盤調査。

変更理由でございますが、借受人は[]の移転に伴い建設予定地の地盤・地質調査が必要なため調査にかかる期間について一時的に当地を使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内、農地区分につきましては農振農用地となっております。

許可基準でございますが、農振農用地については原則として農地転用等は不許可となっておりますが、一時的な転用については可能となっております。

続きまして7ページを御覧ください。

5件目でございますが、場所につきましては10ページの左側を御覧ください。

5-5でお示した場所になります。

小町屋区、[]の南東1筆1.379㎡になります。

申請目的でございますが、貸し駐車場用地。

契約内容でございますが、賃貸となっております。変更理由でございますが、借受人は計画地東側において[]を営む[]より事業の拡大に伴い新たな駐車場を確保したいと要望があったことから当地を駐車場用地として使用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種中高層住居専用地域となりまして、農地区分につきましては3種農地、用途地域となっております。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては10ページの右側を御覧ください。

5-6でお示した場所になります。

町2区、[]の北1筆396㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

契約内容でございますが、使用貸借となっております。変更理由でございます

ますが、借受人は現在居住している住宅の老朽化に伴い建て替えの必要が生じたことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は姉である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっておりまして、農地区分につきましては1種農地、10ha以上の一団の農地となっております。許可基準でございますが、集落接続で見えております。

続きまして7件目でございますが、場所につきましては11ページを御覧ください。

5-7でお示した場所になります。

東伊那区、 の南1筆792㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

契約内容でございますが、売買となりまして、変更理由でございますが、譲受人は現在県外に居住しているが駒ヶ根市への移住を計画しており住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は県外に居住しており農地の管理が困難なため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和6年1月30日、農振除外が認可となっておりまして、農地区分につきましては1種農地、土地改となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

以上7件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

10番 (塩木 操君)

1番ですが、5-1の地図を見ていただきまして、「 」っていううちがありますが、これが さんの兄弟で、その西側に さんという家がありますが、その間はほとんどが宅地となっております。北側は道路となっております。

それで、この農地は さんが昔は廃材置場としていたようで、あとは雑木が生えています。

それで、ここに家を建てたいということで、南側のほうは畑みたいになっておるんですが、ここ何年も使っておらず、先ほど言ったように木が生えていたんですが、木は伐採して何も作っていない状態の場所で、そこに住宅を建てたとしても周辺に対する悪影響はないのを見受けられます。

周辺の環境、その他につきましては譲渡人の さんの親族に当たり、もともと住んでおりますので、その辺に対しても問題はないのではないかと判断しました。

以上です。

2番です。

計画変更で同じ議案がありましたが、同じ場所なんですけど、規模を縮小したために空いてくる土地を■■■■さんが購入するという件で、もともとこの土地は認可された土地でありましたので、何ら問題ないと思います。

以上です。

17番 (河上 邦和君)

3番です。

9ページの左側に地図があるんで地図を見ながらお願いします。

譲渡人は■■■■に在住しており、相続によりこの土地を取得しましたけれども、長年にわたり耕作されておらず、この土地だけしか持っていないで管理が大変なため、建設用地として販売するに至ったということです。

近隣は完全に住宅に囲まれており、農業への影響はなく、また雑排水は下水道へ流し、雨水は地下浸透ということで、水路への放出については問題ないと判断しました。

ただし、地図を見ていただくと、ここに川があり、一応水路っていうかがあるんですけども、これの下流、要するに南側の川より3mほど盛り上がった形で、台地みたいになっています。川より上のほうは台地に対して3mぐらいがくんと下がり、ずっと平らになっています。

それで、この川をずっとたどっていくと、このところで地下に入っていく、暗渠になっているんですけども、令和5年の集中豪雨の際には、この辺に集まった水が暗渠を通過できなくて水が吹いてしまったようで大騒ぎしたという経緯があります。

その関係で、まあ、崩れるってことはないと思いますけれども、この土地についても、フェンスをつけないと、強い風が吹いたようなときにシートやバケツやなんかが川に落ちると拾いに行くのにも3m下ってということは大変なことなんで、そこら辺は十分検討して注意してやってくださいねということをお業者のほうに申したら、早速検討しますってということで調査しておりました。

以上です。

会長 (氣賀澤 道雄君)

4番ですが、ここにありますように■■■■の移転先になります。

それで、地図には6名の方の土地が黒く塗られておりますけれども、ここを全部じゃなくて、ここに7つぐらいの穴を開けてボーリング調査をして、■■■■建設に耐え得るかどうかの地質・地盤調査をするということです。

それで、調査開始から全て終わるまで——明渡しまでがほぼ一月半ということですので、3月初めに調査を始めましても4月の半ばには工事が終わって、農業のほうには影響しないということで、問題ないと判断しております。

以上です。

- 1 2 番 (春日 知也君)
5 番です。
小池委員と現地確認をいたしました。
第1種中高層住居専用地域内ってということで、しばらく耕作されていない土地でありました。
周辺道路も大きいですし、西側に少し農地が残っておったりしますけれども、営農上の問題は特段なしというふうに判断しております。
- 2 2 番 (小池 政幸君)
6 番です。
10 ページの右側であります。
小松委員と現地確認をいたしました。
■さんのお宅の建物の間にあるのも畑なんですけど、ここに御兄弟—一妹さんの家を建てるという内容です。
それで、南隣に田んぼがありますけど、これは譲渡人の田んぼになっておりまして、こういった住宅地の中にある畑ということで、しかも隣が自分の田んぼということですので特に問題はないなというふうに考えます。
以上です。
- 8 番 (滝沢 久美子君)
7 番です。
地図にあるところですけども、奥がすごく高いのり面になっております。それで、この管理をきちんとするというのを約束していただいているのと、持ち主の方は■に住んでいてこっちに帰ってくる予定がないので耕作はできないということで、こちらへ移住して住宅を建てる方が水路やなんかの管理もきちんとするというをお話しいただいておりますので、問題ないと思います。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
ありがとうございました。
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
- 2 番 (中嶋 隆君)
4 番ですけど、ボーリング調査に対してどうこう言うんじゃないですけど、いずれ5条申請が出てくるということになると思うんですが、普通だと、これだけ広い場所がひょっこり出てきていて、それで、地図を見ても分かるように、周りがみんな農地っていったら、農地としたら一等地ですよ。
こういうことに関して、例えば民間のものだったらどうだろうっていうふうに考えると、やっぱりこれだけの広い農地っていうものは市のほうから一度説

明に来てもらったほうがいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これはいわゆる公共施設だもんで、農業委員会から離れて土地収用法でやっていくってというような話を……。違いますか。

局 長 (市村 義美君)
こちらにつきましては伊南行政組合ですので、駒ヶ根市がいろいろ話をする立場ではございませんが、聞いている範囲でのお話をお伝えしますと、土地収用法という法律がございまして、これを用いてやるということを知っております。

2 番 (中嶋 隆君)
したがって、通常我々が審議するやり方とは違った手続でやられるというようにお聞きしておりますので、それだけお伝えをいたしたいと思います。

主 査 (出口 大悟君)
通常の手続は取ります。
ただ、土地収用法ということでの手続を経ることによって、本来なら農振除外、農地転用できないところができるようになるというものです。
それで、通常の手続は取ります。農振の関係と農地転用の申請手続を取ることによって変わりはあります。

2 番 (中嶋 隆君)
権限はないんですけど、そうはいっても一度説明してくれてもいいかなという気もするんですけど。

主 査 (出口 大悟君)
どっちにしろ我々が決定する権限はないってということなんですよ。

主 査 (出口 大悟君)
通常の5条申請とは若干異なると言えば異なるんですけども、あくまでも通常の手続は取るので、農業委員会での意見はそれなりにお聞きすることになるかなと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
これにつきましては、私も地元なんで、かなり周りからいろいろ意見が出ていまして、1月の末でしたか、地域の関係者が集まってこれからどうするかっていう話をした経過があります。
それで、たまたま昨日もCEKを見ていましたら、先週、一応案が出てきたということが言われておりまして、やっぱり新聞情報ですけども、伊南行政組合からの説明があったという記事がありまして、かなり具体的に出てきたかと思っております。
それで、今日はそんなことがあるかと思ってホームページも見ましたが、

どんな形になるかっていうことはまだ載っていません。だから、追々、多分3月中にはまた細かいことが出てくるとは思います。

その中で、やはり農地がなくなるということですので、できましたらちょっと説明をしていただくような機会を持っていただければと思いますので、その旨だけ伝えていただけますか。それは無理……。確約はできなくても結構ですけども、一応……

局長 (市村 義美君)

我々の立場といたしますと、許可権限があるなしに関わらず、いずれ総会に付されるということであるとすれば説明をお聞きするっていうことは要望していきたくと思いますけれど、伊南行政組合議会を経た上での決定事項になりますので、そこがいつ決まって確定するのか、そういうことは分かりません。

そういうことで、どういうタイミングでお話を聞けるかっていうことはこの場では何とも言えませんけれど、農業委員会の中からそういう話があったということは伊南行政組合のほうに伝えていきたくと思います。

それを伝えた結果については次回の農業委員会協議会のほうでお話をしたいと思います。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますか。

12番 (春日 知也君)

中嶋委員が危惧していらっしゃるのは大きな[]ができたときに周辺が開発のブームに巻き込まれてしまうことだと思うんです。

特に、地域計画の話合いなどの部分では、上赤須地域とか福岡地区、3月にもございますので、そういう部分で、こちら辺の優良農地については基本的に農地として使っていくということを担当の農業委員には、地元の農家の方々にも説明いただいて、安易な用途変更っていうものに対しては審査を慎重にしますよというようなメッセージは出してもいいんじゃないかと感じております。

会長 (氣賀澤 道雄君)

分かりました。

ほかに御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

それでは議案第9号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 農地法第5条の規定による許

可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、

議案第 10 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （高坂 貴和君）

議案書 12 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和 6 年 2 月 29 日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 1 万 6, 113 ㎡、畑が 992 ㎡、樹園地が 1 万 1, 829 ㎡、合計で 2 万 8, 934 ㎡でございます。

貸手が 7、借手は 5 です。

(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただき、13 ページ～14 ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

地元委員の補足説明がありましたらお願いいたします。

[発言者なし]

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、今日は件数が少ないんで、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第 10 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第 11 号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限規定により 3 番 木下亜紀委員、18 番 吉瀬久司委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、審議が終了するまで一時退席を求めます。

〔3 番 木下亜紀君・18 番 吉瀬久司君 退場〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

議案第 11 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (高坂 貴和君)

議案書 15 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 6 年 2 月 29 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 2 万 5,283 m²、10 年が田 2 万 349 m²、畑 2,368 m²、合計で 4 万 8,000 m²でございます。

貸手が 14、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

16 ページ～22 ページは利用権設定各筆の明細となっております。

14 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 31 筆を貸し付けるということになっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付け予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上につきまして御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、ちょっと数量が多いものですから、各地域の確認をお願いします。

それで、地元委員のほうで補足説明がありましたらお願いいたします。

[各自黙読]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 11 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 11 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

退席されている委員の着席を求めます。

[3 番 木下亜紀君・18 番 吉瀬久司君 入場・復席]

会 長 (氣賀澤 道雄君)

次に、

議案第 12 号 農用地利用集積計画の策定について (売買)
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

次 長 (山本 孝浩君)

それでは議案書 23 ページをお開きください。

議案第 12 号 農用地利用集積計画の策定について (売買) を御説明し、御
提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日でございますが、令和 6 年 2 月 29 日でございます。

売買の面積でございますが、田んぼが 2,331 m²。

売手、買手ともに 1 名となっております。

売買につきましては 2 月 6 日に農地あっせん審査会を開催してございます。

次ページ——24 ページの所有権移転一覧表を御覧いただきたいと思ひます。

今回の売買につきましては長野県農業開発公社から ■■■ さんが買い受ける
内容となっております。

所有権の移転時期、対価の支払い時期、引渡しの時期につきましては、とも
に令和 6 年 3 月 15 日、対価につきましては 71 万 4,700 円となっております。

こちらの農地を公社に売り渡した前所有者につきましては表の左下に記載
してございます。

25 ページでございますが、売買の対象地を載せてございます。

こちらの農地につきましては■■■■の南東に位置する農地でござ
います。

以上、御審議をお願いします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 12 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 12 号 農用地利用集積計画の策定
について (売買) は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

閉 会 | これにて令和6年第2回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
午後3時50分